

岐賃審発第10号
令和6年8月21日

岐阜労働局長
千葉 登志雄 殿

岐阜地方最低賃金審議会
会長 高橋 勉

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日付け岐労発基0821第1号をもって貴職から諮問のあった標記について慎重に審議した結果、当審議会は下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申のとおり岐阜県最低賃金を改正決定することが適当である。